

一宮市告示第285号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があった旨の届出があったので、同条第10項後段の規定に基づき別表のとおり告示する。

令和7年6月6日

一宮市長 中野 正康

団体名	新代表者の住所	新代表者名
北方みどり町内会	一宮市北方町北方字沼32番地 クローバー愛北602号	松浦 伸一
上祐久自治会	一宮市祐久字南野黒20番地	坂井 俊夫
北山町内会	一宮市木曾川町黒田字山64番地2	谷津 宣良